人権啓発講演会

誰もが素敵に輝く社会を目指して~共生社会の実現~

市民一人一人が他人を思いやる豊かな心を育む人権意識の高揚を図る ことを目的に、人権啓発講演会を開催します(手話通訳・要約筆記あり)。

- ○と き 1月29日 (水) 午後2時~3時30分(午後1時30分開場)
- ○ところ ハーモニーホール座間小ホール
- ○講 師 シドニーパラリンピック車いすバスケットボール元日本代表キャプテン、日本パラリンピアンズ協会副会長 根木慎志さん
- ○定 員 200人 (申込順)
- ○保 育 100円(2歳以上。定員12人(申込順)) ※1月15日(水)までに電話、ファクスまたは直接担当へお申し込みください。



講師の根木さん

- ○参加費 無料
- ○申込方法 電話、ファクス、電子メールまたは直接担当へ

担当

広聴人権課 ☎046(252)8087 ☎046(252)0220 ⊠jinken@city.zama.kanagawa.jp

看護師等奨学生募集

保健師、助産師、看護師および准看護師の 業務(以下「看護職」)に従事する有能な人 材を育成するために、座間市看護師等奨学金 貸付制度を実施しています。養成施設を卒業 後、看護職を市内の医療機関で相当期間続け ると、奨学金償還が免除になります。詳しく は、担当へお問い合わせください。



○募集人数 1人

- ○貸付条件
 - 保健師助産師看護師法の規定による養成施設に在学している
 - 市内に在住し、市の住民基本台帳に記録されている
 - 卒業後、市内で看護職に従事する意思がある
- ○貸付額 授業料相当額(上限月額3万円)
- ○貸付期間 申請月~養成施設卒業
- ○選考方法 書類審査、面接(2月8日(土)予定)
- ○必要書類 申請書、住民票の写し(未成年の場合は本人と法定代理人のもの)、連帯保証人(2人分)の住民票の写しおよび所得証明書(1年度分)、入学証明書または在学証明書、授業料の額を証明する書類、履歴書(写真貼付)
- ○提出方法 1月6日(月)~31日(金)に必要書類を〒252-8566座間市役所医療課宛でに書留で郵送(必着)または直接担当へ ※申し込みの際に提出した書類は返却できません。

担当 医療課 ☎046(252)7295 ☎046(252)7043

1月に納めていただくのは

▽国民健康保険税(8期)▽介護保険料(8期)▽後期高齢者医療保険料 (7期)

※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンス ストアで納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく。

※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。

※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。

※毎月第2・第4土曜日午前8時30分~正午に、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しくは収納課☎046(252)8021へ(国民健康保険税については国保年金課☎046(252)7003へ)。

青少年芸術祭

市青少年芸術祭実行委員会では、「青少年の手で郷土に新しい芸術文化の波を」をテーマに、次の通り、ハーモニーホール座間を会場としてさまざまな部門で公演や作品展示を行う「青少年芸術祭」を開催します(入場自由)。



部門	とき	ところ	内 容
【人形劇部門】 ゆかいな人形のフェス ティバル	1月25日(土)午後0時30分開場、 午後1時開演	小ホール	市内で活動しているア マチュア劇団による人 形劇公演
【展示部門】 青少年美術展	2月29日(土)、 3月1日(日)午前9時15分〜午後 5時(最終日は午後4時まで)		小学生〜30歳未満の青 少年による絵画・彫塑・ 写真・デザイン・イラ スト・工芸作品の展示
【音楽部門】 第18回座間市の吹奏楽 ジョイントコンサート 〜広げよう音楽の輪	3月14日(土)正 午開場、午後0時 20分開演	大ホール	市内中学校・高等学校 の吹奏楽部と一般団体 による吹奏楽ジョイン ト公演
【舞踊部門】 ダンシングインZAM A2020	3月22日(日)午後0時30分開場、 午後1時開演		市内で活動している各 団体による創作舞踊・ ヒップホップ・ジャズ などのダンス公演

※公演中は入場できない場合があります。 ※音楽・舞踊部門は録音・撮影ができません。

3当 青少年課 ☎046(253)8415 ☎046(259)2163

1月の相談日(祝・休日を除く)※相談はいずれも無料です。

区八	L +	l. 7 7
道 医分消費生活	き き き き	ところ ☎046(252)8490
(訪問販売·多重債務など)	午後1時~4時	(電話相談も可)
弁 護 士(面談のみ)	8日 14日夜 毎月第2・第3・第4火曜日午後6時~8 15日 時30分 21日 毎月第2・第3・第4水曜日午後1時30分 22日 ~4時30分	予約制(電話可) 市 役所 1 階相談室
行 (国に対する要望) 行政書士	16日 毎月第3木曜日午前9時30分~11時30分 9日 毎月第2:第3木曜日午後1時30分~4時	※6日午前8時30分から今月分を受け付け、いずれも定員になり次
(遺言書等作成) 交通事故	16日 30分 21日 毎月第3火曜日午後1時30分~4時	第、締め切ります。なお、弁護士相談は1年度一人1回(25分以内)、
司法書士 (登記·少額訴訟)	17日 奇数月第3金曜日午後1時30分~4時30分	その他の相談は一人30分以内とさせていただ
不 動 産 (取引・契約)	23日 毎月第4木曜日午後1時30分~4時30分	きます。相談される要 点をよく整理してお越
分譲マンション (近隣・管理組合)	10日 毎月第2金曜日午後1時30分~4時30分 (9日まで受け付け)	しください。
市民一般	毎週月曜〜金曜日午前8時30分〜正午、 午後1時〜5時15分	年 舗 の 0.40(0E0)0010
人権擁護委員		を課 ☎046(252)8218
(近隣問題など)	14日 毎月第2火曜日午後1時30分~4時 	☎ 046(252)8087
ドメスティック バイオレンス	毎週月曜~金曜日午前9時~正午と 午後1時~5時15分	市役所 1 階広聴人権課
駐留軍離職者	16日 毎月第3木曜日午前10時~午後3時	を課 ☎046(252)8483 ふれあい会館2階会議室 光課 ☎046(252)7604
認知症	毎週月曜日午前10時~正午、午後1時~3時(電話のみ)	冷課 ☎ 046(252)7004 冷課 ☎ 046(252)7084
社会福祉士(成年後見制度)	16日 奇数月第3木曜日午後1時30分~4時30分 (予約制(電話可)。14日まで受け付け)	
障 が い 者 就 労 支 援	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時〜正午と午後 1 時〜3時(予約制(電話可))ぽむ出張相談毎月第 3 木曜日午前 9 時、10時30分(各一人で予約制(電話可))	市役所 1 階 障がい福祉課
		业課 ☎046(252)7132
 自立サポート 相 談	毎週月曜〜金曜日午前9時〜午後4時 担当 生活援	市役所 1 階生活援護課 養課 ☎046(252)8566
児童	毎週月曜〜金曜日午前8時30分〜正午と 午後1時〜5時15分(電話可) 担当 子ども政策課	市役所 2階子ども政策課 ☎046(252)8026
ひとり親家庭	毎週月曜〜金曜日午前9時30分〜11時30分と 午後1時〜4時(予約制(電話可))	市役所 2 階子ども育成課
青 少 年	毎週月曜~金曜日午前9時~午後4時	成課 ☎046(252)7201 青少年センター 1 階 青少年相談室
	毎週月曜~金曜日午前10時~午後4時 毎週月曜~金曜日午前8時30分~午後6時(電話のみ)	談室 ☎046(256)0907 市役所 5 階教育研究所
ホットライン 就 学 (障がい児対象)	毎週月曜~金曜日午前9時~正午	究所 ☎046(259)2164 市役所 5 階教育指導課 尊課 ☎046(252)8732